

○栃木県収入証紙条例

昭和 25 年 9 月 1 日 栃木県条例第 46 号

改正

昭和 28 年 3 月 7 日条例第 3 号
昭和 29 年 3 月 27 日条例第 25 号
昭和 33 年 12 月 24 日条例第 49 号
昭和 35 年 6 月 30 日条例第 19 号
昭和 39 年 3 月 30 日条例第 44 号
昭和 40 年 3 月 29 日条例第 27 号
昭和 51 年 3 月 27 日条例第 25 号
昭和 59 年 3 月 30 日条例第 13 号
昭和 62 年 3 月 17 日条例第 16 号
平成 3 年 12 月 24 日条例第 35 号
平成 5 年 10 月 7 日条例第 30 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 21 号
平成 19 年 3 月 16 日条例第 5 号
平成 30 年 3 月 9 日条例第 3 号

栃木県収入証紙条例を次のように定める。

栃木県収入証紙条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 1 項の規定に基づき、証紙による収入の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 39 条例第 44・全改)

(証紙による収入の範囲)

第 2 条 県に納付する税外諸収入金のうち別に条例又は知事の定めるものは、この条例の規定によって発行する栃木県収入証紙（以下「収入証紙」という。）をもって納付しなければならない。

(昭 39 条例 44・追加、平 16 条例 21・旧第 1 条の 2 繰下)

(証紙納付の手續)

第 3 条 前条の税外諸収入金を納付する者は、書類に納付額に相当する収入証紙をちょう付して、当該職員に差し出さなければならない。

2 前項の規定により税外諸収入金を納付したときは、領収証書を発行しない。

(昭 39 条例 44・一部改正、平 16 条例 21・旧第 2 条繰下、平 19 条例 5・一部改正)

(証紙の無効)

第 4 条 収入証紙に消印、汚染又はき損があるものは、たとえ故意又は過失によらないものであっても無効とする。

(証紙の種類及び形式)

第 5 条 収入証紙は、次の 16 種とし、その形式は知事が定める。

1 円
5 円
10 円
30 円
50 円
100 円
200 円

250 円
300 円
400 円
500 円
1,000 円
2,000 円
3,000 円
5,000 円
10,000 円

(昭 29 条例 25・昭 35 条例 19・昭 39 条例 44・昭 40 条例 27・昭 51 条例 25・
昭 59 条例 13・昭 62 条例 16・一部改正)

(証紙を売りさばく者)

第 6 条 収入証紙は、県又は指定人（知事の指定する者をいう。以下同じ。）において売りさばくものとする。

(平 16 条例 21・全改、平 30 条例 3・一部改正)

(証紙の売渡価格)

第 7 条 指定人に対する収入証紙の売渡価格は、証紙面金額（以下「定価」という。）でなければならない。

(平 16 条例 21・旧第 9 条繰上・一部改正)

(証紙の買受け及び売りさばき)

第 8 条 指定人は、需要を満たすに足る数量の収入証紙を県から買い受けて常備し、納付者に定価で売りさばかなければならない。

(昭 28 条例 3・一部改正、平 16 条例 21、旧第 10 条繰上・一部改正)

(証紙取扱費の交付)

第 9 条 知事は、指定人に対し、前条の規定による収入証紙の取扱いについて、規則で定めるところにより取扱費を交付する。

(昭 28 条例 3・一部改正、平 16 条例 21・旧第 12 条繰上・一部改正)

(指定人の氏名等の変更届出)

第 10 条 指定人がその氏名（指定人が法人又は団体であるときは、その名称とする。）を改め、又は住所若しくは売りさばき場所を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(昭 28 条例 3・昭 35 条例 19・一部改正、平 16 条例 21・旧第 13 条繰上・一部改正)

(売りさばきの廃止届出)

第 11 条 指定人が収入証紙の売りさばきをやめようとするときは、少なくとも 30 日前にその旨を知事に届け出なければならない。

(昭 28 条例 3・一部改正、平 16 条例 21・旧第 15 条繰上・一部改正)

(売りさばきの指定の解除)

第 12 条 知事は、指定人がこの条例の規定に違反したときその他収入証紙の売りさばきを適正に行うことができないと認めるときは、その指定を解除することができる。

(平 16 条例 21・追加)

(証紙の返還等)

第 13 条 収入証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の収入証紙と交換することができない。ただし、収入証紙の種類及び形式が変更され、又は廃止されたときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平 16 条例 21・追加)

(指定人の指定その他異動の公告)

第 14 条 指定人の指定又はその異動があつた場合は、その都度公告する。

(平 16 条例 21・旧第 18 条繰上)

(委任)

第 15 条 この条例の施行に必要な事項は、知事が定める。

(平 16 条例 21・旧第 20 条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から適用する。
- 2 この条例施行の際、栃木県林産物検査手数料条例（昭和 25 年栃木県条例第 39 号）の規定により現に収入証紙の売さばき人である者は、この条例によって指定されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に使用中の収入証紙は、当分の間なお、その効力を有する。

附 則（昭和 28 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 33 年条例第 49 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 35 年条例第 19 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

（経過規定）

- 3 この条例施行の際現にこの条例による改正前の規定によりなされている申請その他の手続は、この条例による改正後の相当規定によりなされているものとみなす。

附 則（昭和 39 年条例第 44 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年条例第 27 号）

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 25 号）

この条例は、知事が規則で定める日から施行する。

（昭和 51 年規則第 66 号で昭和 51 年 8 月 2 日から施行）

附 則（昭和 59 年条例第 13 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 59 年規則第 58 号で昭和 59 年 9 月 1 日から施行）

附 則（昭和 62 年条例第 16 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 62 年規則第 54 号で昭和 62 年 8 月 1 日から施行）

附 則（平成 3 年条例第 35 号）

この条例は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 30 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 6 条第 1 項の規定により指定されている者は、改正後の第 6 条の規定により指定された者とみなす。

（栃木県県税条例の一部改正）

- 3 栃木県県税条例（昭和 25 年栃木県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 19 年条例第 5 号）抄

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 6 条の規定により指定されている者は、改正後の第 6 条の規定により指定された者とみなす。

○栃木県収入証紙条例施行規則

平成 16 年 3 月 31 日 栃木県規則第 32 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 42 号
平成 23 年 2 月 1 日規則第 2 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 28 号
平成 30 年 3 月 12 日規則第 3 号

栃木県収入証紙条例施行規則を次のように定める。

栃木県収入証紙条例施行規則

栃木県収入証紙条例施行規則(昭和 25 年栃木県規則第 78 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県収入証紙条例(昭和 25 年栃木県条例第 46 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収入証紙の形式)

第 2 条 条例第 5 条に規定する収入証紙の形式は、別表のとおりとする。

(県が行う収入証紙の売りさばき等)

第 2 条の 2 条例第 6 条の規定により県が行う収入証紙の売りさばきは、別に定める機関(以下「売りさばき機関」という。)において行うものとする。

2 前項の売りさばき機関を定めたときは、その旨を公告するものとする。これを変更したときも同様とする。

3 売りさばき機関の長は、知事から収入証紙の交付を受けた場合には、適正に管理しなければならない。

4 この条に定めるもののほか、県が行う収入証紙の売りさばきに関し必要な事項は、別に定める。

(指定の申請等)

第 3 条 条例第 6 条の規定による指定の申請は、収入証紙売りさばき指定申請書(別記様式第 1 号)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第 6 条に規定する指定人(以下「指定人」という。)は、買い受けた収入証紙を売りさばく場所(以下「売りさばき場所」という。)に標札(別記様式第 2 号)を掲げるものとする。

(収入証紙の買受け)

第 4 条 条例第 8 条の規定による収入証紙の買受けは、収入証紙売渡請求書(別記様式第 3 号)を知事に提出して行うものとする。

(収入証紙の取扱費)

第 5 条 条例第 9 条の規定により知事が交付する取扱費の額は指定人に対する収入証紙の売渡価格の 100 分の 3 に相当する金額に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、その交付の方法は別に定める。

2 前項の取扱費の請求は、収入証紙取扱費請求書兼領収書(別記様式第 4 号)を提出して行うものとする。

(指定人の氏名等の変更届出)

第 6 条 条例第 10 条の規定による届出は、氏名等変更届(別記様式第 5 号)により行うものとする。

(売りさばきの廃止届出)

第 7 条 条例第 11 条の規定による届出は、収入証紙売りさばき廃止届(別記様式第 6 号)により行うものとする。

(還付等)

第8条 条例第13条ただし書の規定による承認の申請は、還付等申請書（別記様式第7号）を知事に提出して行うものとする。

2 指定人が前項の承認を受け、現金の還付を受ける場合において、当該還付に係る収入証紙に関し、知事から取扱費を交付されているときは、当該取扱費に相当する額を返納しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の第7条の市町村又は指定人であった者で、引き続いて改正後の第3条第2項に規定する指定人となった者に係る改正後の第5条第1項の規定の適用については、平成17年3月31日までの間は、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の4」とする。

附 則（平成19年規則第42号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成23年規則第2号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の別表の規定による栃木県収入証紙は、改正後の同表の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成26年規則第28号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第16号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	券種	刷色	図柄及び寸法
1	1円収入証紙 5円収入証紙 10円収入証紙 30円収入証紙 50円収入証紙 100円収入証紙 200円収入証紙 250円収入証紙 300円収入証紙 400円収入証紙 500円収入証紙	にぶ赤紫色 灰味紫色 にぶ青紫色 にぶ青緑色 にぶ緑色 灰味オリーブ色 暗い黄味茶色 赤紫色 灰味赤茶色 明るい茶色 黄茶色	 <p>縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル</p>
2	1,000円収入証紙 2,000円収入証紙 3,000円収入証紙 5,000円収入証紙 10,000円収入証紙	紅色 紫色 青色 黄緑色 うぐいす色	 <p>縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル</p>

別記様式第1号（第3条関係）

栃木県収入証紙売りさばき指定申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

連絡先

栃木県収入証紙の売りさばきを行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 売りさばき場所

2 年間売りさばき見込額

3 売りさばきを行う理由

備考 売りさばき場所の位置図及び住民票の写し（法人その他の団体であるときは、定款又は規約の写し）を添付すること。

別記様式第2号（第3条関係）

□
栃
木
県
収
入
証
紙
売
り
さ
ば
き
所

備考

- 1 標札の寸法は、縦 60 センチメートル、横 25 センチメートルとすること。
- 2 この標札の材料及び色彩は適宜とする。

別記様式第3号(第4条関係)

栃木県収入証紙売渡請求書

年 月 日

栃木県知事 様

指定人

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

次のとおり売り渡されたい。

売渡金額 円

種 別	枚 数	金 額
	(枚)	(円)
計		

別記様式第4号(第5条関係)

栃木県収入証紙取扱費請求書兼領収書

年 月 日

¥ _____
上記のとおり請求いたします。

指定人

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

栃木県知事 様

(取扱費請求内訳)

種 別	枚 数	金 額
	(枚)	(円)
計		A
収入証紙取扱費(繰替払の額)A×取扱费率		B
差 引 納 付 額		(A-B)

上記の金額を領収いたしました。
年 月 日

指定人

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

栃木県会計管理者 様

備考 本書は、正副2通作成すること。

別記様式第5号(第6条関係)

氏名等変更届

栃木県知事

様

年 月 日

指定人

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
連絡先

次のとおり変更したので届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更理由

別記様式第6号（第7条関係）

栃木県収入証紙売りさばき廃止届

年 月 日

栃木県知事 様

指定人

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

栃木県収入証紙の売りさばきを下記により廃止したいので届け出ます。

記

1 指定人の住所又は所在地及び氏名又は名称

住所又は所在地

氏名又は名称

2 売りさばき廃止予定年月日

3 廃止の理由

別記様式第7号（第8条関係） （その1）

還 付 等 申 請 書

年 月 日

栃木県知事 様

指定人

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
連絡先

次のとおり収入証紙を返還しますので承認のうえ、交換願います。
買戻し

交換金額 円

買戻し

交換理由

買戻し

種 別	枚 数	金 額
	(枚)	(円)
計		

備考 指定人が申請する場合に使用すること。

(その2)

還付等申請書

¥ _____

次のとおり収入証紙を返還しますので承認のうえ、買戻し願います。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所
氏 名
連絡先

1 買戻し理由(具体的に記入のこと。)

2 収入証紙購入年月日 _____

収入証紙購入場所 _____

3 収入証紙内訳 _____ 円券 _____ 枚

_____ 円券 _____ 枚

_____ 円券 _____ 枚

支払金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

収入証紙ちょう付欄

備考 指定人以外の者が申請する場合に使用すること。

○収入証紙事務取扱要領

平成20年3月31日

会計第137号

会計課長通知

各幹事課長

収入証紙の事務取扱については、この要領の定めるところによる。

収入証紙事務取扱要領

第1 納付額の所属年度区分

収入証紙をもって納付された税外諸収入金の所属年度区分は、申請書類等にちょう付された収入証紙の消印を行った日の属する年度をもって区分すること。

第2 納付手続

- 1 申請書類等の提出があったときは、その内容及び納付額に相当する収入証紙がちょう付されていることを確認すること。

不足があった場合には、直ちに、不足額分の収入証紙をちょう付させること。過剰納付の場合で、申請者等がこれを改めない申請書類等を提出するときは、申請書類等の余白に「金何円過剰納付承諾」と記載させて、申請者等の署名を求めること。

- 2 収入証紙の消印は、必ず所定の消印（様式第1号）を使用すること。

消印は、申請書類等の紙面と収入証紙の彩紋とにかけて鮮明に消すこと。

第3 帳簿の備え付け

税外諸収入金の種類によりそれぞれ適宜の帳簿を備えて、納付の状況を知りうるようにしておくこと。

帳簿は、年度別に作製することとし、収入証紙消印年月日、納付者の氏名又は名称、書類の整理番号、金額、備考欄その他税外諸収入金の種類に応じ適当な欄を設けること。

第4 収入証紙納額報告書

知事部局幹事課、教育委員会事務局総務課及び警察本部会計課の長は、毎年度収入証紙納額報告書（様式第2号）を作成し、翌年度4月中に会計局会計管理課に提出すること。

第5 無効な収入証紙の取扱い

栃木県収入証紙条例第4条に規定する無効な収入証紙とは、第2第2項による消印がなされたもの、券種の額が判別できないもの、その他原形を留めない汚損又はき損があり、会計管理課長が無効と判断したものとする。

第6 収入証紙の買戻し

- 1 誤って購入した収入証紙等について、買戻しの申請があった場合、第5無効な収入証紙の取扱いに定める収入証紙を除き、その理由がやむを得ないと認められるときは、口座振替の方法により還付を行う。
- 2 前項による還付を求める者は、還付等申請書（栃木県収入証紙条例施行規則様式第7号）を会計局会計管理課長に提出すること。

第7 過誤納の還付

- 1 申請者等の責によらず、収入証紙をもって納付された税外諸収入金に過誤納があったときは、第2第2項による消印がなされたものを含めて、口座振替の方法により還付を行うことがある。
- 2 前項による還付を求める者は、収入証紙過誤納付還付請求書（様式第3号）を徴した上で、収入証紙をちょう付した申請書類等の写しを添付して会計局会計管理課長に提出すること。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用し、収入証紙事務取扱要領（平成16年出納局長通知）は、廃止する。

附 則（平成25年会計第210号）

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和6年会管第301号）

この要領は、令和7年2月1日から適用する。

附 則（令和7年会管第302号）

この要領は、令和8年2月20日から適用する。ただし、改正前の様式第3号についても、当分の間、使用することができる。

様式第 1 号

証 紙 消 印 栃 木 県	消 印 栃 木 県 証 紙	栃 木 県 証 紙 消 印
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

備考

- 1 印の寸法は、線の間隔 10 ミリメートルとすること。
- 2 この印は、油性の黒のスタンプインクを用いること。

収入証紙過誤納付還付請求書

〒 _____

下記の理由により還付を受けたいので関係書類を添えて請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

【 納付者 】

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

連 絡 先

- 1 還付を受けようとする理由
(いずれかに○をつけ、イの場合は具体的に記入のこと。)

ア 納付すべき額の収入証紙を納付できないため

イ その他 (具体的に記入のこと。)

(_____)

- 2 還付額

納付すべき額 A	納付済額 B	還付額 B-A	納付年月日
円	円	円	年 月 日

- 3 振込先

支払金融機関名	
店 舗 名	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
ふ り が な	
口 座 名 義 人	

上記のとおり還付を行ってください。

令和 年 月 日

課 (室) 長
(公所の長)

栃木県収入証紙売渡取扱店一覧

令和6（2024）年4月1日現在

No.	取扱店名（足利銀行）	所在地
1	県庁内支店	宇都宮市塙田1-1-20
2	本店営業部	〃 桜4-1-25
3	宇都宮支店	〃 馬場通り1-1-1
4	江曾島支店	〃 双葉3-8-1
5	宇都宮東支店今泉町出張所	〃 泉が丘5-8-8
6	石橋支店	下野市石橋833
7	鹿沼支店	鹿沼市石橋町1544
8	今市支店	日光市今市704
9	日光支店	〃 上鉢石町1033-1
10	真岡支店	真岡市荒町2169
11	茂木支店	芳賀郡茂木町茂木1786
12	栃木支店	栃木市倭町11-1
13	小山支店	小山市城山町3-1-1
14	藤岡支店	栃木市藤岡町藤岡1198
15	矢板支店	矢板市扇町2-1-1
16	氏家支店	さくら市氏家2517
17	大田原支店	大田原市住吉町1-1-33
18	黒磯支店	那須塩原市本町7-6
19	西那須野支店	〃 五軒町1-37
20	烏山支店	那須烏山市中央2-1-1
21	馬頭支店	那須郡那珂川町馬頭414-2
22	佐野支店	佐野市本町2901
23	田沼支店	〃 田沼町631
24	足利支店	足利市田中町31-8